

意見書案第20号

辺野古新基地建設における、国による行政不服審査請求 及び執行停止の撤回を求める意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を
求める。

平成27年12月11日提出

提出者	中間市議会議員	宮下 寛
賛成者	〃	青木 孝子
〃	〃	田口 澄雄

辺野古新基地建設における、国による行政不服審査請求
及び執行停止の撤回を求める意見書

沖縄県の翁長知事は、今年の10月13日同県名護市辺野古の米軍新基地建設に伴う沿岸部の埋め立て承認を取り消した。この事により政府が行なってきた米軍新基地建設工事の法的根拠が失われた。

これに対し翌14日、防衛省沖縄防衛局は、取り消しの効力を停止するため、不服審査法に基づいて公有水面埋立法を所管する国土交通相に審査請求及び執行停止を申請した。

10月27日、石井啓一国土交通相は、行政不服審査法に基づいて、翁長知事が行なった米軍基地建設のための埋め立て取り消しの効力停止を決定した。

行政不服審査法は、行政機関から国民の権利・利益を救済することを目的としており、本来民間人しか適用されていないもの。それを安倍内閣の一員である防衛相の指揮命令のもとで、埋め立て工事を進める防衛相が自らを「一事業者=私人」という立場をとり、同法に基づく手続きを行った。しかも、その申し立てを、辺野古新基地建設推進を方針とする安倍内閣の同じ一員である国土交通相が判断するという、極めて恣意的、不当な措置といわざるを得ない。

辺野古新基地建設反対という、7割を越える沖縄県民の意思を無視し、「問答無用」と新基地建設を強行する安倍政権の横暴さは言語に絶する。まさに民主主義を踏みにじるものであり、地方自治を認めない憲法違反と言うべきものである。

よって中間市議会は、国による行政不服審査請求及び執行停止の撤回を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年12月11日

中間市議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
防衛大臣 中谷 元 様
内閣府特命担当大臣
(沖縄および北方対策担当) 島尻安伊子 様
法務大臣 岩城 光英 様
国土交通大臣 石井 啓一 様